

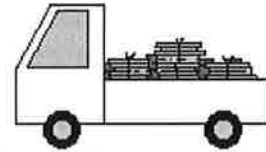
団体資源回収運動のてびき

①団体資源回収運動とは

自治会、子供会、PTA、福祉団体などの市民団体が自ら企画して資源物を定期的に回収する運動を団体資源回収運動といいます。

さいたま市では、団体資源回収運動を実施した市民団体に対して、回収量に応じた補助金を交付する制度を設けています。

②団体資源回収運動の流れ



(1) 回収方法を話し合う

・回収品目

市の補助金対象品目は以下の通りです。どの品目を回収するかは、回収業者とも相談しながら決めてください。

(補助金対象品目) 古紙類 (新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック等)、繊維類 (古着、古布)、びん類 (1. 8ℓびん、ビール大びん (633mlびん) に限る)、空き缶 (スチール缶、アルミ缶)、金属類 (鉄くず、アルミくず等)

※事業所から出された資源物は補助の対象外です。

・回収日時・回収場所

補助金の交付を受けるには、年4回以上かつ2,000kg以上の回収を行う必要がありますのでご注意ください。回収場所は、交通の妨げとならないところを選定してください。また、市の通常の資源回収と混同しないように、市の収集とは回収日・回収場所を別にしてください。

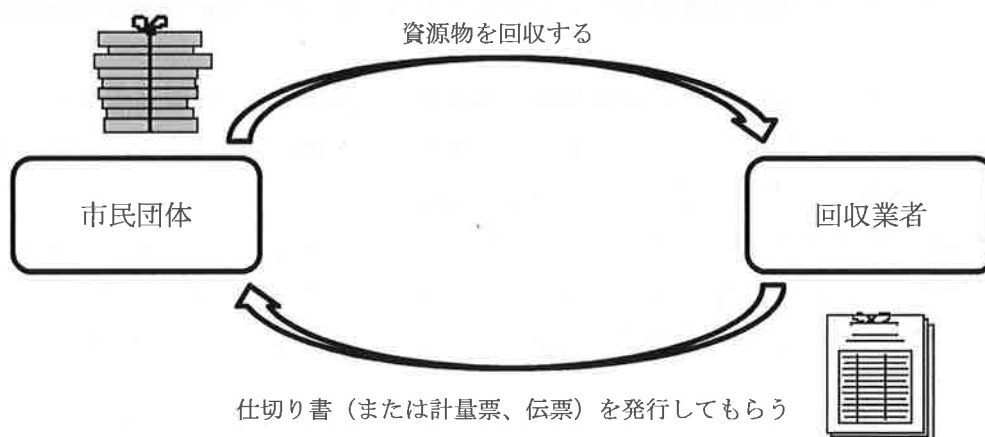
(2) 回収業者を選定

回収業者は、電話帳・ホームページ等で探すか、団体資源回収運動をすでに行っている地域の自治会・PTA等に聞いていただき、回収品目、回収日時、回収場所、方法等をあらかじめご相談のうえ、決めてください。

(3) 回収運動を実施する

回収業者とあらかじめ打ち合わせたとおりに、資源物を回収場所に出しましょう。

回収後、業者から必ず回収日と回収量が記載された仕切り書 (または計量票、伝票)を発行してもらってください。また、仕切り書等のあて名は必ず団体名となるようにしてください。



③補助金を受け取るまでの流れ

(1) 回収運動を実施する

補助金の対象となる活動期間は、毎年1月1日～12月31日までの期間です。回収業者に発行してもらう仕切り書等の原本は、補助金の審査の際にご提出いただくこととなりますので、失くさないよう大切に保管しておいてください。

(2) 登録申請書を提出する

補助金の交付を受けるためには、毎年度団体登録をする必要があります。登録は、「団体資源回収運動登録申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、各区役所暮らし応援室または廃棄物対策課まで提出してください。

申請書は、暮らし応援室に設置しているほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。

登録申請書の提出期限は、**10月30日(消印有効)**です。

登録がない団体は、補助金の交付を受けることができませんので、忘れずに登録してください。

(3) 補助金の交付申請書を提出する

団体登録が済んでいる団体に対して、12月下旬に補助金の申請に関する書類を送付します。

書類が手元に届きましたら、1月から12月まで回収を行った仕切り書等を集計し、「団体資源回収運動実績報告書(様式第5号)」及び「団体資源回収運動補助金交付申請書(様式第4号)」に回収量・補助申請額等を記入し、仕切り書等の原本と通帳の写しを添付して市へ提出します。

(4) 補助金を受け取る

各団体にご提出いただいた書類を審査した後、3月中に補助金を交付します。

！注意！

・補助を受けるためには、1月～12月までの期間に回収日が4回以上、かつ回収量が2,000kg以上になるよう回収運動を実施してください。

・補助金を申請する際に、仕切書(または計量票、伝票)の原本が必要となります。回収業者に発行してもらい、補助金申請まで大切に保管しておいてください。また、仕切書等のあて名は、必ず団体の名前を記入してもらうよう、あらかじめ回収業者に依頼してください。

(不可の例) 上様、さいたま太郎様(個人名)、〇〇商店(回収業者名)

・補助金の交付単価は1kgあたり5円(上限100万円)としておりますが、補助金の総申請額が予算額を超えた場合、補助単価を減額します。

・団体登録・補助金申請の手続きがない場合、回収を実施していても補助金を交付することができません。毎年活動を実施されている団体の中には、役員等の変更があるかと思いますが、団体内での事務引き継ぎを確実に行っていただきますようお願い申し上げます。

④登録申請書の記入方法

裏面の記入例もご参照ください。

(1) 団体の名称

正式な団体名をご記入ください。

学校については、必ず「PTA」でご登録ください。学校名では受付できません。

(2) 代表者氏名

必ず、団体、組織の代表の方のお名前をご記入ください。

お名前の前に「役職名」も記入してください。(代表、会長など)

！注意！

会計、資源回収担当など、団体の代表者以外の方を代表として登録することはできません。

※代表者不在の場合のみ代表者を代行する方のお名前をお書きください。

(3) 連絡先

代表者の連絡先、およびご担当者がある場合は、その連絡先も追記してください。

(昼間連絡が取れる電話番号をお願いします。)

(4) 代表者印

団体代表者印 または 代表者個人印 を押印してください。

！注意！

団体印(〇〇自治会印など)のみでは受付できません。

学校は、「PTA会長印」または会長の個人印をお願いします。

(5) その他注意事項

- 修正液・修正テープ等は前に何が書いてあったかわからなくなってしまうので、絶対に使用しないでください。誤記した場合は、二重線を引いたうえで、訂正印を押印し、書き直して下さい。
- 記入にあたっては、正確にはっきりとお書きください。
- 今年度活動を実施されない団体は、お手数ですが、廃棄物対策課までご一報ください。(申請書に「27年度登録しない」と記入してご返送いただいても結構です。)

記入例

登録申請書を提出(郵送)する日をご記入ください。

平成27年 ○月○○日

団体資源回収運動登録申請書

(あて先) さいたま市長

団体代表者印または代表者個人印を押印してください。

必ず「団体の代表」となる方の氏名をお書き下さい。
(会計・係等の職名の方を代表として登録することはできません)

団体の名称 リサイクル会
代表者氏名 代表 さいたま 太郎
住 所 〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話番号 048-829-1336



団体資源回収運動の実施団体として登録を受けたいので次のとおり申請します。

1 団体の区分

- ① 自治会 ② PTA ③ 子供会 ④ 福祉団体 ⑤ その他 ()

2 団体所属世帯数

間違えた場合は、二重線で消し、訂正印を押印したうえで、書き直してください。
修正液等は絶対に使用しないでください。

120 世帯(人)
4 回
之代印表

3 実施回数(予定)

4 回収品目(予定)

- ① 古紙類 ② 瓶類 ③ 繊維類 ④ 空き缶 ⑤ 金属類

5 回収量(予定)

2,000 kg

6 引渡し予定の資源物回収業者名(未定の場合は、その旨記入してください)

(1) 回収品目 古紙類・繊維類

① 名称 さいたま商店

② 所在地 さいたま市浦和区常盤○-○-○

(2) 回収品目 _____

① 名称 _____

② 所在地 _____